

インドネシア政府による入国規制の変更（政府通達の発出）

令和4年3月9日
在スラバヤ日本国総領事館

●3月8日、インドネシア政府は外国人の入国規制を一部変更する通達を発出しました。

●2回以上ワクチンを接種している場合、入国後の隔離期間が1×24時間に短縮されました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、3月8日付け通達（第12号）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同8日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. 同通達による従来からの規制からの主な変更点は以下のとおりです。

（1）2回以上ワクチンを接種している場合、入国後の政府指定ホテルでの隔離期間が1×24時間に短縮され、入国後3日目に自主的・自費でPCR検査を受けることが求められる。なお、健康上の理由によりワクチン接種未了の場合、隔離期間は7×24時間で変更はない。また、保護者が同伴する18歳未満の子どもについては、子どものワクチン接種の回数に関わらず、同伴する親・保護者の隔離期間に合わせて隔離される。

（2）入国後14日間は、症状の有無について自主的に健康観察を行うことが推奨される。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

（了）